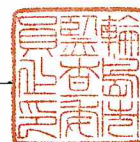


輪島市監査公表第32号

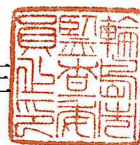
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

令和2年1月15日（水） 防災対策課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年11月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○自主防災組織が自主防災活動補助金で購入した防災資機材は、限度額内の場合は全額補助となることから、各自主防災組織管理の資機材の内容、数量等を把握し、緊急時には相互利用等が可能となるような仕組みづくりの取り組みを行っていただきたい。

○地震発生時の津波警報等が発表された場合の消防分団員の活動について、危険地域となる海岸線等での活動は行わないよう団員に周知徹底していただきたい。

○防火水槽の設置では、耐震性のある貯水槽の新設を行っているが、耐震性のない既設防火水槽の改修等についても調査、検討を行っていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。